明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一七五）　一

〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務一九一）　二
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産一九）　三
○保安林の指定をする件（農林水産一九九八～二〇〇七）　四
○保安林の指定を解除する件（同二〇〇八）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（同二〇〇九～二〇一二）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一三一一）　七
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛二一六、二一七）　七
○海上等における射撃訓練等を実施する件（同二一八）　七
○道路に関する件（関東地方整備局二七二～二七四）　七
○道路に関する件（中国地方整備局六四）　八
○道路に関する件（四国地方整備局九六、九七）　八

〔人事異動〕
内閣　法務省　外務省　八

〔官庁報告〕
官庁事項
特定保安林の指定について（農林水産省）　九
特定保安林の指定の解除について（同）　九
労　働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　九

〔資　料〕
機械受注統計調査報告（令和二年八月）（実績）（内閣府）　一〇

〔公　告〕
諸事項
官庁
公示送達、建設業の許可の取消処分関係　一一
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一二
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任、企業年金基金変更関係　二九
会社その他　三〇

省　令

○厚生労働省令第百七十五号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）及び漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和二年政令第二百十七号）の施行に伴い、及び雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）第二条第一号の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第二条第一号の厚生労働省令で定めるもの）	（新設）
第三条の三　雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号。以下「令」という。）第二条第一号の厚生労働省令で定める漁業は、次に掲げるものとする。	
一　以西底びき網漁業　北緯十度二十秒の線以北、次に掲げる線から成る線以西の太平洋の海域において総トン数十五トン以上の動力漁船（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十条第六項に規定する動力漁船をいう。次号及び第三号において同じ。）により底びき網を使用して行う漁業	
イ　北緯三十三度九分二十七秒以北の東経百二十七度五十九分五十二秒の線	
ロ　北緯三十三度九分二十七秒東経百二十七度五十九分五十二秒の点から北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点に至る直線	
ハ　北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点から北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点に至る直線	
ニ　北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点から北緯二十五度十五秒東経百二十度五十九分五十五秒の点に至る直線	
ホ　北緯二十五度十五秒以南の東経百二十度五十九分五十五秒の線	